

# 平成23年第1回 農林水産省政策評価第三者委員会 議事録

開催日時：平成23年2月3日（木） 13：00～13：51

開催場所：農林水産省 水産庁中央会議室

出席者：（委員）阿部委員、大熊委員、新福委員、高崎委員、田中委員、畠山委員、  
速水委員、堀口委員、山本委員

（当省）田名部農林水産大臣政務官、政策評価審議官、情報評価課長、情報評価課情報分析・評価室長、評価担当課長補佐、事業評価担当課長補佐

午後1時00分開会

○情報評価課長 それでは、時間となりましたので、ただいまから農林水産省政策評価第三者委員会を開催いたします。

堀口委員が少し遅れてみえるそうでございますけれども、始めさせていただきます。

初めに、田名部大臣政務官からご挨拶をいただきます。

○田名部大臣政務官 皆様、こんにちは。大変お忙しい中、政策評価第三者委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

農林水産政策をめぐる大きな動きといたしましては、昨年11月でありますけれども、閣議決定をされました包括的経済連携に関する基本方針に基づいて、持続可能な力強い農業を育てていくための対策が、食と農林漁業の再生推進本部で検討されているところでございます。幅広い有識者の皆様のご意見をお伺いしながら、6月をめどに基本方針、そして10月をめどに中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定する予定となっております。

また、昨年末、概算決定しました予算では、戸別所得補償制度の本格実施、六次産業化の推進、そして森林・林業再生プランに基づいた森林整備の支援、さらには漁業の所得補

償など、こういった取組を進めていくことになっています。

今後は、これらをはじめとした農林水産政策の効果を把握をしながら、効率的で成果重視の行政を一層推進してまいりたいと考えております。そのために、昨年8月に当委員会でご意見をいただきました政策評価体系における具体的な目標、また指標というものが大きな役割を果たすだろうと考えられております。本格的な評価は、この3月から開始し、8月の概算要求に評価結果を反映できるよう、第三者委員会を数回程度開催し、ご意見を賜る予定となっております。

本日は、実際の評価に先立ちまして、政策評価制度を取り巻く状況や、本年の評価の進め方がテーマとなっております。委員の皆様からは幅広いご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○情報評価課長 どうもありがとうございました。

田名部政務官におかれましては、国会開会中でもございますし、公務が重なっており、退席されますので、ご了承いただきたいと思います。

○田名部大臣政務官（新福委員に向かって）新燃岳の噴火など、いろいろ大変だと思いますけれども、また、状況など教えていただければと思います。それでは失礼いたします。

○情報評価課長 それでは、会議を開始させていただきます。

本日の第三者委員会は公開されており、一般公募による傍聴の方が7名ほどお見えになっておりますので、ご承知おきください。

また、カメラの方がいらっしゃれば、ここでご退室願います。

本日は、政策評価を取り巻く状況と、本年実施する農林水産省の政策評価の進め方についてご説明いたしまして、委員の皆様と意見交換させていただきたいと思っておりますけれども、先週、26日の霧島・新燃岳の噴火、そして鳥インフルエンザの発生により農業ほかにいろいろな影響が出ているようでございます。委員のお一人であります新福委員から、地元都城で農業をされている、それから宮崎県の法人協会の会長も務められているということで、状況をお話しいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○新福委員 改めて、皆さん、お久しぶりでございます。ただ今、課長よりご説明がありましたように、昨年のお口蹄疫では、皆様にはさまざまなご支援、また励ましをいただきました。また、そういう中で再開、そしてまた頑張ろうと、2011年が明けて頑張ろうという気になっておったわけでございますけれども、鳥インフルエンザは、昨日、大分まで飛び

火して、全国10例か11例の中の約7例が宮崎県に集中していると。宮崎県の太平洋側にあるところが直線ですと出ていたわけですが、7例目は、内陸部のほうに入ったというのが特徴ではないかなと思います。全国で有数の農業地帯の中でも、また畜産という中で、ブロイラーとか生卵とか、牛、豚では有数の地域でございます。

そして、先ほど少し田名部大臣政務官からもお話あったように、机上に資料を配布させていただきましたが、霧島連山・新燃岳の噴火について、これを皆様に見ていただければいいかと思っておりますけれども、2枚目、3枚目が実際私どもの直営農場があります都城盆地、ここに約313カ所直営農場が点在しております。ここに約100ha野菜、キャベツをつくらせていただいているわけなんですけれども、ほとんど全滅です。

また、その中でお茶とか牛のえさの牧草とか、今後災害が目を追うごとに出てくるのではないとも言われております。昨日2月2日時点の推計で、先ほど皆様の中で見ていただいたこういう火山灰でございますけれども、これが約2億tほど噴石と降灰で出ていと言われております。私も2億tという灰はどれぐらいのイメージかと先ほども考えておったんですけれども、想像できませんでした。ただ、現状は先ほどの写真のようになっており、pHが、ところによっては3.0前後で推移しております。また、激しいところは約10cmぐらい、私どもの農場で約1cm～3cmと差がありますけれども、これが後々の農業経営にも影響が出てくるのではないかなと。

また、鳥インフルエンザと口蹄疫では、畜舎周り、また、環境の中に石灰を散布したりしておりますけれども、これも強酸と強アルカリですから、もう一回やり直すと、そういう1つの労力、経費も今後かかってくるんじゃないかなと思われま。

そして、こういうものを法人協会会員もしくは県の農業者の仲間の中で話を聞くたびに、なぜ今宮崎なのかなと、つくづく私もこういう場を借りて、何かたり、のろい、そういうものが。私は、何もたりを受けるような立場ではございませんけれども、一所懸命やってきたつもりでございますけれども、こういう天災に対する農業の弱さ、災難、災害が今後も全国であり得るのではないかなと痛感しております。

簡単ではございますけれども、今の近況報告をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○情報評価課長 どうもありがとうございました。心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い終息をお祈りいたします。

それでは、本日のテーマに関しまして、資料に基づき、情報分析・評価室の阿部室長か

らご説明させていただきます。

○情報分析・評価室長 阿部でございます。お手元の資料1、2がございます。それに基づきまして、評価制度を取り巻く状況と、23年度の政策評価の対象と進め方について、ご説明をさせていただきます。

資料1でございます。評価制度を取り巻く状況について、ご説明しますが、別添の資料もございますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

1枚めくっていただきまして、取り巻く状況についてという表がございます。評価をめぐる情勢としては、主として3つの機関と申しますか、3つの面からの動きがございます。1つは、政府・国家戦略室、もう1つは行政刷新会議、もう1つは総務省でございます。これに基づいて、少々さかのぼりますけれども、動きをご説明させていただきます。

まず、一昨年、21年10月ですけれども、閣議決定されました「予算編成等の在り方の改革について」という中で、国として最優先すべき政策の成果目標を定める、また、その達成度を評価するために「政策達成目標明示制度」を導入するということが提示されたわけでございます。これにつきましては、国家戦略室でいろいろ検討されているとは思いますが、各府省にはまだ連絡がないという状況でございます。

次に、その年の11月に事業仕分けがあり、この場で政策評価、行政評価について評価がなされております。政策や行政のチェック機能を高めるという観点で、これらの取組については抜本的な強化という結果が出されたところでございます。

続きまして、12月、予算編成の後に「新成長戦略（基本方針）」というのが閣議決定されております。この中で成長戦略実行計画を策定し、政策達成目標明示制度に基づいて、各政策の達成状況を評価・検証するというふうにされております。

前者の実行計画につきましては、2010年内、今後4年間、10年間で実現すべき目標をそれぞれ立てるとされておりました。例えば、農業では食料自給率を10年後に50%にする、林業では木材自給率を50%にするなどとされたわけでございます。目標に向かっては、いろいろと進捗管理をしながら施策を進めていこうとされておりますが、後者の政策達成目標明示制度については今申しましたとおりの状況で、まだ取組は進んでいないという状況でございます。

年が明けまして、昨年、22年2月でございますが、総務省のほうでは、政策評価分科会の中で、政策達成目標明示制度と政策評価との関係を整理するとされておりましたけれども、現在でも未整備の状況です。ただ、政策評価自体に関しては、何についてどのような

ことを実現するかという成果目標の設定を今一度徹底しましょうとされているところでございます。

その後、4月でございます。同じく総務省のほうで「行政評価等プログラム」を定めております。この中で、2月に示された方向とともに、評価に係る情報公開の推進でありますとか、あるいは租税特別措置に係る事前評価を導入するだとか、あるいは行政評価調査をより国民のニーズにあった関心の高いものするということがプログラムに盛り込まれたところでございます。

1枚めくっていただきまして、6月でございます。新成長戦略の関係でございますが、実行計画に示された各政策についてP D C Aサイクルに立脚した進捗管理を徹底するといった指示がなされたところでございます。

夏をはさみまして、9月末でございますけれども、行政刷新会議のほうで、5月から6月に行われた行政事業レビューの結果をとりまとめ、今後の課題を示したところでございます。その中では、政策評価との関係もうたわれております。さまざまな手法で事業の点検を行うことが重要である一方、点検を行う手法が多岐にわたる場合、点検される側にとってはかなりの手間になる。このため、今後、お互いの役割分担と連携のあり方、各府省の事務負担の軽減などについて検討を行うとされておりまして、これについて、近々総務省から各府省にお話があるという予定になっております。

11月になりまして、事業仕分けの最後に特別セッションが行われ、この場においては、既存の総務省とか会計検査院、財務省等のチェック機能の機能の役割分担、整理・強化が必要ということが言われております。

その後、昨年、12月でございますが、23年度予算編成の中で、予算に関するP D C Aサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について不断の検証が不可欠というふうにされたわけでございます。また、政策評価制度や行政事業レビューの役割分担の明確化、連携強化も言われているところでございます。

以上、いろいろ重複するものもございましたけれども、政策評価制度をめぐる昨今の取り巻く状況を説明させていただきました。

簡単にまとめてみますと、政策評価の重要性については変わらずに言われており、成果目標を立ててやっていくことが必要というふうにされております。一方で、政策達成目標明示制度、これは国家戦略室等で検討されているようですので、今後、状況を注視していく必要があります。また、行政事業レビュー等の他のチェック機能については、近々総務

省等からもお話がある予定ですので、これについても十分その動きを見ながら各府省で政策評価を進めていくというふうに思っております。

なお、外部だけではなくて、農林水産省のほうでも評価の実施体制が変更される予定でございます。1枚めくっていただきまして、農林水産省における政策評価体制の変更というペーパーがございます。政策評価、行政事業レビュー、業務のリスク管理等を推進する事務局体制を強化するため、担当の審議官、大臣官房評価改善課のラインを設けるという予定になっているところでございます。

次に資料2でございます。23年の政策評価の対象と進め方について（案）でございます。1枚めくっていただきまして、4種類の評価がございます。

まず、一般政策についての評価に関するものでございます。（1）にある22年度に実施した政策の評価の関係です。評価結果につきましては、24年度の概算要求作業に反映をさせるということで、現在、我が方でも評価書の作成作業に着手をしておりますけれども、この作成作業が一段落した段階、3月と6月にこの第三者委員会を開催させていただきまして、意見を聴取をしたいということでございます。評価結果の決定、公表につきましては、概算要求等と同日の8月末にしていきたいというふうに思っております。この評価の際には、行政事業レビューと連携をしていくということでございまして、ある政策分野の達成度合が悪い場合には、レビューのシートを活用しまして、個々の事業の有効性等あるいはその評価なども十分見ながら、どこが悪かったからということをきちっと検証して参りたいと思っております。

また、評価の充実を図るという観点で、予算執行額、予算の執行状況も提示をしまして、その状況が悪いものについてはその理由も記述し、当該事業が、その政策の遂行なりあるいは目標の達成に対する状況、これにきちっと寄与していたのかどうか、あるいは機能していたのかどうか、その辺もチェックをしていく予定でございます。

次に、（2）の23年度に実施する政策の目標等の充実・見直しということでございます。目標につきましては、昨年8月に委員の皆様方からご意見をいただきまして、目標、指標を設定しました。後ほどご覧になっていただければと思いますが、机上の冊子の29ページ、付箋をつけておりますけれども、目標・指標の一覧を示しております。

ただ、昨年12月には、食に関する将来ビジョンが策定をされ、本年6月ごろには森林・林業基本計画が策定される予定であり、また、先ほどの田名部大臣政務官のお話にありましたが、食と農林漁業の再生本部の基本方針等々が策定をされるという予定になっており

ます。こうしたものの内容も反映して、目標等を充実していきたいと思っております。

さらに22年度政策の評価を行っていく過程で、目標を設定し直したほうが良いというようなものがあれば、対応していきたいというふうに思っております。なお、この目標については、本年6月の第三者委員会でご意見をいただいた上で、公表していきたいと思っております。

(3)の総合評価でございます。これについては、個々の政策分野に入らないものについての評価ということになりますけれども、22年度中に「政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進」に関して評価するということを実施計画で決定をしております。3月の第三者委員会で評価書も見ていただきながら、いろいろご意見をいただいて、その上で公表という運びにしたいと思っております。

次に、税制でございます。昨年8月に評価書を見ていただきましたけれども、引き続き今年も取り組むということで、税制要望する法人関連の租税特別措置等の事前評価であるとか、あるいは恒久的に設けている法人関連の措置ということで、第三者委員会でのご意見をいただいて、8月末の税制要望とあわせて公表していきたいと思っております。なお、農林水産省で10程度の恒久措置がございますが、昨年度においては創設の古い措置から3件を評価をしました。23年度についても、いろいろと選定の方法はあると思っておりますけれども、去年並みでいいのか、あるいは一気に評価したほうがいいのか、そういったことも含みながら、部内で今後検討して、第三者委員会でもお知らせをしていきたいと思っております。

次に、公共事業でございます。3月と8月に評価をして公表するということになっておりますが、(1)は3月末までに個別地区に係る補助事業等の事前評価、期中評価、完了評価をやっていくということです。このうち、事前評価については、総事業費10億円以上などというふうにしておりますが、一定のものについて費用対効果をはじめいろいろな面で評価をしていくということでございます。

(2)は8月末までの評価で、24年度の新規着工を要求する総事業費10億円以上の直轄事業等の事前評価等を行うというふうにしております。

なお、(3)にありますように、この公共事業の評価に際しましては、各地方局等で技術検討会というものを開催をしております。評価の客観性、厳格性の向上を図る観点から、事業の状況、費用対効果の内容について明確に示すということで、資料をきちっと作成し、十分な時間を確保して議論をしてもらうようにしているところでございます。この公共事

業の評価の関係につきましては、この第三者委員会において、個々というよりも全府省等でこの事業の評価のやり方やその対象、あるいは全体的事項が生じた場合など、必要に応じながら説明をさせていただきたいと思っております。

次に、研究開発でございます。公共事業の評価と同じスケジュールで3月末には22年度に終了する、これも事業費10億円以上の研究開発課題の終了時評価、8月には24年度に新規要求するものの事前評価等々に取り組むことにしております。

3ページでございます。(3)のその他ですが、研究開発の関係では、当省の技術会議で評価専門委員会が設置をされておまして、委員も約10名いらっしゃいます。今後、研究設計とか管理運営、評価等における民間機関の参画を促進するという観点で、今以上に民間の有識者を拡充することとしております。また、研究成果の実用化・普及の促進ということで、事前評価をする際には、例えばそのコストであるとか、あるいは労働時間であるとか、そういったものの農業者のメリットなどに着目した数値目標を設定をして、ロードマップも作成をしていくということで、評価を充実をしていきたいと思っております。

研究開発の評価の関係ですが、公共事業と同じく、この第三者委員会の場において全体的な事項を必要に応じて説明をさせていただきたいということでございます。

最後に、政策評価の基本計画及び実施計画の関係でございます。(1)にある基本計画ですが、昨年8月に大臣が決定をしておまして、今後、冒頭申しましたような政策評価の関係でいろいろな動きがあった場合は改正をしていく予定でございます。

次に実施計画でございます。これは毎年度の政策評価の実施方法等を定めるものですが、本年3月に策定していくということで、この計画の中で、まず1つ目として、一般政策については、22年度に実施した政策について評価を実施し、目標値に対して達成度が悪い場合は、個々の事業等について個別に評価をしていくというような取組を盛り込んでいきたいというふうに思っております。

また、公共事業や研究開発については、具体的に評価する地区やテーマ等を定めていきたいというふうに思っております。

以上が政策評価の今後の取組なり進め方でございます。

最後の4ページには今後の予定を載せております。主なスケジュールというふうには書いておりますが、本日の第三者委員会の後に、3月下旬には第2回の第三者委員会を開催し、6月下旬に第3回、8月下旬に第4回という予定となっております。2回目、3回目は一般政策を中心にお願いをしたい、8月には税制に関する評価をお願いしたいということで、

委員の皆様方にはいろいろお手数をおかけしますが、よろしくお願いをしたいと思います。

あらかじめお願いですが、いずれの回も項目なり内容が非常に多岐にわたりますので、1回当たり例えば四、五時間とか、あるいはもっと長くなるかもしれませんが、通常の会議よりもお時間をいただくことになります。よろしくお願いできればと思っております。

以上でございます。

○情報評価課長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見を賜りたいと思います。どなた様からでも、よろしくお願いいたします。

○高崎委員 1点教えてください。資料1の組織定員改正の事項で、評価改善課という組織を機構定員で要求されているというふうに拝見したんですが、どういう業務をやることになるんですか。というのは、改善という言葉がぴかっと光るなというのがあって、どういう趣旨で改善という名前が今ついているのか、教えていただければと思います。

○情報評価課長 これは私のほうからお答えさせていただきます。事故米穀の不正規流通問題等が起こり、現場の職員がマニュアルがなかったとか、あるいはマニュアルに基づく行動がとられなかったとか、そういったことが散見されました。また、その他にも行政上のリスクが存在します。農林水産省、今まで縦割りでいろいろ取り組んできましたが、出先機関も含めて自分の今の業務を一度しっかりと見直して、リスクマネジメントをやりましょうと。それがここで言う業務のリスク管理です。どこの業務でどういうリスクがありますかというのを全部見て、それを1つ1つ改善していき、リスクを軽減していくという趣旨が1つです。

それから、他の業務としては、政策評価、行政事業レビュー、それから、情報セキュリティ、個人情報の管理等、これが大きな柱になっております。

このような業務を行う課ですから、ほかの部局に属さないで、政務のほうから直結して、政策評価担当審議官、それから評価改善課長のラインで、出先機関も含めた省全体をここで見ますというような趣旨でございます。

○高崎委員 リスクマネジメントの観点と政策評価の観点というのは何かリンクするんですか、それともラインが違うイメージなんですか。

○情報評価課長 今のところは余りリンクということは考えておりませんが、状況によってはリンクする場合はあるかと思えます。

それから、申し遅れましたけれども、もう1つここに会計監査室も入って、政策のほうの執行、普段の業務のところのリスクマネジメント、お金の流れの会計監査という形で大きく分かれるかと思います。

○高崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○情報評価課長 ほかにございませんでしょうか。

○堀口委員 政策達成目標明示制度というのは、いつごろできそうな感じでしょうか。

○評価担当課長補佐 評価班の犬塚です。まだ国家戦略室の方でまだ検討されているということで、たたき台はかなり前に提示されましたが、その後まだ検討されていて、提示はされていない状況です。

○情報評価課長 補足しますと、昨年委員の皆様にもご審議いただきましたけれども、目標を設定するに当たり、従来のアウトプット型とか、どちらかというインプットみたいなものもありましたけれども、このような状況から極力アウトカム志向に変えてきました。これは、先ほどの政策達成目標明示制度が動き出したとしても、我々は先取りしてやろうじゃないかといことでアウトカム志向を強めてきたということがあります。机上冊子の29ページ、付箋のところを見ていただきますと、果たしてこれが全部アウトカムなのかと言われると、まだ過渡期という形で考えていただきたいと思いますが、また、先ほど阿部室長の方から説明がありましたけれども、今後いろいろな形で政策全般の基本的な指針となるべきものが見直しされてくると、その都度変えていこうという具合に考えております。現在のところは、国家戦略室からいつ指示が来てもいいように、いろいろな頭の体操をしながら、できることから進めているという状況でございます。

○評価担当課長補佐班長 少し補足させていただくと、冊子の27ページを開いていただきたいと思います。その政策評価の体系の1番上の大目標というところの右の端の方に、政策達成目標明示制度における評価レベルの想定というものを、去年の第三者委員会に出させていただきます。先ほど課長から説明がありましたが、このときの目標では、想定されるのは食料自給率だったり木材自給率だろうということで書いております。政策達成目標明示制度自体が政府として掲げる大きな目標をどうやって達成していくのかということで、この2つの自給率を一応想定しておりますが、こういう目標を政府全体で検証するときに政策達成目標明示制度が使われるのではないかという想定に立っております。

○情報評価課長 ほかにいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 少々抽象的な質問で恐縮ですが、阿部室長のご説明の中で、政策評価の充実を図っていきたい、あるいは資料2でも政策の目標等の充実ということが挙げられています。充実していくというのは、一般論としてはとてもいいことだとは思いますが、具体的に充実というのはどういうことを意味しているのでしょうか。例えば、政策目標を充実するというのは、具体的にどういうことをイメージしているのでしょうか。その点について教えていただければと思います。

○評価担当課長補佐 先ほど資料説明の中で、食ビジョンの話が少し出たと思いますが、その中の目標に輸出関係1兆円とか、地域に6兆円産業を創設しますとか、そのような目標があります。農林水産省関係では、前回議論いただいた政策評価の目標の中に農林水産物・食品の輸出1兆円というのがあり、食ビジョンの目標は既に農林水産省の目標として設定されています。一方、食ビジョンの中には、新たな交流事業を創出し、交流人口約1,050万人規模とするという目標がありますが、その中にはグリーンツーリズムの宿泊人数等が積算として含まれており、それは我々の目標の中に含まれている部分と、それ以外に他の府省も関係して一緒やっていくものがあったりして、そういう農林水産省が関係している目標をどうやって結びつけていくかということが1つあると思います。

また、政策評価の目標に全く位置づけられていない衣食連携の取組の500事例という目標もあって、こういうものについて、どうやって位置づけていったらいいかということをご想定しております。

なお、目標の充実ではなくて見直しの関係ですが、3月に一度、第三者委員会を開かせていただき、そこで目標に対して今どのような状況にあるのかと、進捗状況なりをご説明させていただきたいと思います。それについて、去年目標を設定したばかりですが、昨年、山本委員から農業と漁業の集落排水の関係で目標を揃えたほうがよろしいのではないかという意見をいただいております、そのようなものを見直していくことを想定しております。

○情報評価課長 よろしいでしょうか。

○山本委員 はい、ありがとうございます。

○情報評価課長 田中委員、高崎委員、お願いします。

○田中委員 今、食ビジョンの話もいただいたんですけども、6月に決まってくる計画を踏まえた形での目標の樹立というのは、この6月以降の第3回のころから議論するというのでいいのでしょうか。

また、今もご説明いただきました、新しく出てくる目標の反映というのは、かなり大幅に増えるのか、ここに沿った形で議論ができていくのか、少しイメージを聞かせていただければと思います。

○評価担当課長補佐 どのぐらい増えるかというのは、おそらくどういう計画を定めるかということに関連するので、ちょっとその点はわかりませんが、今の食料・農業・農村基本計画自体はかなり大きく網羅しているので、イメージ的にはそんなに多く増えるということはないのかなという気はしております。確たることは申し上げられない状況です。

また、6月の時点でどういう計画が出て、それを具体的に盛り込めるかというのは、時間的な制約もあって、6月に予定されているものもありますが、実際に6月に計画や方針が出るかわからないこともあり、発表される時期により、反映の時期が変わると思います。

○田中委員 わかりました。

○情報評価課長 1つの、補足的に申し上げますと、昨年の見直しの前までは、各局単位で縦割りになっていました。それを全部目標ごとに分野ごとに局横断的に、事項毎に変えたのが去年の改正であります。それでもやはり、少し当てはめにくいというのが、例えば冊子の28ページの政策分野の右側を見ていただきますと例えば冊子の19、地球環境対策というのは、こういうのはいろいろなところに関連しているんですけども、そこに入ってしまうと埋もれてしまっ見えなくなるということで、これは普段はやってはいいませんが、※にあるように、ある時点で総合評価、地球環境対策だけで全部評価してしまおうという形で考えております。

ですから、毎年毎年やるものと、そういった横断的なもので全部を見てしまおうというやり方、縦横の関係を前回整理し、今それで動いていますが、仮に、そういったいろいろな計画が出てきて、どうしても現在の政策評価体系に当てはめにくいものがあるとなれば、その部分だけ総合評価という形で、○の22になるかわかりませんが、そういうやり方も1つとれるのかなとは思っております。

以上です。

○田中委員 ありがとうございます。

○情報評価課長 高崎委員、お願いいたします。

○高崎委員 先ほどの山本先生や田中委員のお話ともおそらく関係して、また、私の一番最初の質問にも関わってくると思いますが、評価を充実しますと、評価に取り組んでいきますと、目標もたくさん立てます、指標もたくさんとりますと。おそらくそれ自体が目的

ではないはずなんですよね。目標をアウトカムで立てます、進行管理、いろいろな進捗を見ていきますと言った後に、何を目指すのかなと。評価オリエンテッドではなくて、その後改善とかマネジメントというのがあるのかなと思います。その意味で、評価改善課はすごくいい名前だなと思ったんですね。

ただ、今の話を聞いていると、目標を充実させます、指標もたくさんとりますというのはあるんですが、それで出てきたものをどうやって次に活かしていくかというふうなところのビジョンがなかなか見えないなという気がしているんですね。当然、予算の反映やアカウントビリティの達成であるとかというのはありますが、おそらく、先ほどの評価改善というのにこだわるわけではないんですが、何につなげていくか、その結果を踏まえてというところがないと、評価そのものを充実させていくというのでは、なかなか原課の方々もついていけないような気がします。

その戦略はどういうイメージなのかお聞きしたいと思います。縦割りを局横断に変えたことによって、連携が生じるとか、実際に仕事のやり方が変わるというようなことを生み出すものというんですかね、それこそアウトカムだと思うんですけども、そこはどのようなことを今年に想定されますか。

○情報評価課長 一応、政策評価の目的は、高崎委員が話されたように、説明責任の徹底であるとか、効率的で質の高い行政をどうやってやるべきかという法律のもとにある目的はそのとおりなんですけれども、私どもとしては、今年度戸別所得補償のモデル対策を行いました。この4月から本格実施、畑作も入れてやります。これは1つの例でございますけれども、今までは、例えばお米1俵の中にいろいろな価格支持制度を実施し、消費者、お米を買っていただく消費者が、それをいろいろ負担してましたという時代から、その価格はマーケットで決まって、所得については別途補償しましょう、国が直接支援しましょうという形になって、税金で払う。つまり、それはどういうことかという、納税者負担型の農政ということでもあります。

今、直接所得支払いというのは、中山間とかそういったものを入れて大体農家の所得の28%くらいになっております。EUの場合80%近いんですね。つまり、EUの農家の方が得ている所得の8割は、もう税金の所得補償になっているという実態で、これはどうも世界の全体としての流れではないかなと思っております。

今、お答えになるかどうか、あまり自信がないんですけども、私たちは消費者負担型から納税者負担型の大転換で今農政を転換しつつある状況であります。そうすると、どう

しても私たちが今までやっていた行政というのは、今のままでいいのか、オープンになっているのかどうか。それから、事業のための事業をやってなかったのだろうか。本当の意味では、民間企業であればお客様たる国民、あるいは株主たる国民の皆様にはちゃんとご説明できるだけの行政システムが今までやっていたのだろうか。とにかくその辺を農政の大転換にあわせた形で、しっかりと透明性のある、客観性のあるそういった行政を行っていくための1つのツールとして政策評価をもっていきたいと考えております。これは今の一番大きな柱ではないかなと思っております。

○高崎委員　そういう目的があるとなると、さっきのコストを明らかにします。多分それバリューフォーマナーですかね、納税者のコストがどれだけのバリューを生み出しているかというふうな観点をもっと詰めていきましようというふうなスタンスに多分つながっていくのでしょうし、そういう方針があって初めて取組でこういうのをやりますというのが出てくるんだらうなというふうな気がするんですね。

多分いろいろな政策評価の改善のやり方はあるとは思いますが、それによって何をしたいかというふうなのはやはり大前提として持たなきゃならないなという気はします。

その意味で今の課長のお話というのは、すごくしっくり、すんなりとれるとは思いますが。

○情報評価課長　評価のための評価にならないように、今後毎年行う評価の中に、今戸別所得補償のお話をしましたが、林業そのものもありますし、水産もいろいろな支援策を今後動かすことになっておりますので、そこら辺をはっきり今年のそういった施策の柱立ての目標といいますか、こういうのをやるためにそこを見ていきましようみたいなのを少し工夫して書かせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

山本委員、お願いします。

○山本委員　政策の目標、指標あるいは目標値について適宜見直しを図り、あるいはさまざまなビジョンや基本方針等にあわせて充実を図っていくというところはよくわかるのですが、評価との関係では、その基準というものがどんどん変わっていくということになると、一体どの時点のものを評価の基準として使っていくことになるのかが問題になると思われま。そのところについてのお考え、あるいは方針を教えてくださいよろしいですか。

○評価担当課長補佐　おっしゃるように、去年の第三者委員会でご説明した基準値から目標値の考えは、ほぼ変わらないと思っていただいて結構です。過去の例でご説明するのが

一番わかりやすいと思いますが、以前の目標の中で、野菜の生産量の目標を立てていましたが、実際は中国でいろいろなことがあったりして目標より伸びた。そうしたら、達成した目標に対して次はどうなるんだということを考え直さなければいけないのではないかとということがあって目標を見直した経緯があります。

他の例を挙げますと、こちらは長期的な目標ではなくて、定性的な目標だったのですが、いろいろな角度から検証をして、政策として良かったのか悪かったのかということを検討していました。しかし、委員の皆様からいろいろな角度から意見をいただいて、評価のとき用いていた指標だけで判断するには指標として不足しているのではないのかという意見がございまして、いろいろな他の観点も追加して指標を見直したということがありました。

ただし、基本ラインはなるべく変えないというのはおっしゃるとおりだと思います。

○山本委員 確かに難しいところだと思うんですね。周辺状況はさまざま変わっても、一回決めたらそれはもう変えないで固定するというのでは現実に合わなくなります。かといって、この基準となるものをあまり軽々に、安易に動かすということになると、今度は評価というものの信頼性自体が失われることになるので、結局はおっしゃるように個別具体的に判断せざるを得ないというところはあると思います。

そう軽々には変えないという形で、しかしどうしても必要性がある場合にはそれを踏まえて変えていくという理解でよろしいでしょうか。

もし例えば、そうした評価基準を変更する必要性が生じたような場合、この第三者委員会との関係では何か関与することになるのでしょうか。

○評価担当課長補佐 現在、3月の第三者委員会に向けていろいろな検討をしております。その中で目標値、基準値がどういう状況になり、変更が必要かどうかということも評価書の中で表していったほうがいいのではないかとということで、目標を見直す場合には、見直す理由を評価書の中で記述するようなことを考えております。よって、もし見直すということになれば、この第三者委員会で、評価書の中に変更の理由が表されてくるということになると思います。

○山本委員 わかりました。ありがとうございます。

○情報評価課長 ほかにございませんでしょうか。

まだご発言のない、ご遠慮されている先生もいらっしゃるかもしれませんが。全体にかかわる問題でご意見があればお願いいたしたいと思いますが。

よろしいですか。

それでは、予定した時間より若干早いのでございますけれども、以上で終了させていただきたいと思えます。

今日はいろいろな貴重なご意見を賜りましたので、今後の政策評価の進め方あるいは実際の作業に活かしてまいりたいと思っております。

先ほどの説明にもございましたけれども、次回の政策評価第三者委員会は3月下旬に開催し、22年度に実施した政策の実績評価、目標値をどう達成したかどうかという一次案と、政策ニーズに対応した統計、総合評価でございますけれども、その案につきまして委員の皆様からご意見をいただくということを予定しております。

なお、本日の第三者委員会に提出しました資料は、農林水産省ホームページで直ちに公表させていただきたいと思えます。また、会議の議事録につきましても、皆様にご確認いただいた上で、氏名とともに公表することになっていますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後1時51分閉会